様式59

 建設用びょう打銃用空包の消費方法

１．空包の消費については、次の各号を遵守して行います。

 （１）１日の消費作業終了後は、消費場所に空包を残置させないで庫外貯蔵場所に返納します。

 （２）空包の取り扱いは、特に盗難予防に留意します。

 （３）消費場所に空包を存置する場合は、堅固な設備に収納して、施錠します。

 （４）１日に同一の消費場所において消費する数量は、空包200個以下とします。また、消費場所に持ち込む数量は１日の消費見込量以下とします。

 （５）空包の受払、消費等は出納簿により管理します。

 （６）空包の消費に際して、当該作業に必要のない者は近づけないようにして行います。

 （７）その他の消費は火薬類取締法施行規則第56条の３の規定を遵守して行います。

 （８）消費の大要

 消費数量 個

 消費期間 　　　 年　　　月　　　日　～　　　　 年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　主な消費地 |  　月 |  　 　月 |  　　 　月 |  　月 |  　 月 |  　 月 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

２．空包の貯蔵については、次の各号を遵守して行います。

　（１）庫外貯蔵場所の付近では火気の使用を禁止し、周囲には可燃性及び支燃性の物をたい積しないようにして、火災防止に対して措置します。

 （２）貯蔵は堅固な設備に施錠する等して盗難防止に対して措置します。

 （３）庫外貯蔵場所の最大貯蔵量は、2,000個とします。

 （４）その他の貯蔵上の取扱いは、火薬類取締法施行規則第２１条の規定を遵守して行います。

３．譲受先名